

総合センターだより



かわにししそごう かわにしりんほかん かわにしじどうかん
川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)
ばしよ びょうこけんかわにししひだかちよう ほん ごう きょうりつびよういん ちか
場所：〒666-0032兵庫県川西市日高町1番2号(協立病院の向い)
TEL：072-758-8398 FAX：072-758-2132
ホームページ：http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/sogo_list/index.html

平成30年(2018年)

11

月号

女性の人権問題について考えてみましょう

日本国憲法には男女平等の理念が明記されており、法制上も男女雇用機会均等法などで男女平等の原則が確立されています。しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といったような男女の固定的な性別役割分担意識や制度のもとで、政策や方針を決定する際に女性の参画が妨げられることや、就職や職場においての男女間格差、育児や介護の負担が女性に荷重にかかるなどの問題が今なおあります。

また、夫やパートナーなどからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの「女性に対する暴力」なども女性の人権に関する重大な問題の一つです。

川西市でも人権行政推進プラン(改定版：平成27(2015)年4月)で具体的な人権課題として女性の人権を取り上げ、昭和62(1987)年に県内初の「婦人センター」(現：男女共同参画センター)を開設するなど、男女平等に向けた政策を本格的に開始し、国内外の動きや社会経済状況の変化に対応した施策を推進してきたことや「市民意識調査」を踏まえての現状などを掲載しています。

そして、結びでは、「社会のあらゆる分野における活動に、女性と男性が対等なパートナーとして参画する機会が保障されるとともに、すべての人が個人として、性別にとらわれることなく、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、男女が互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現する必要があります。」としています。

10月には、女性への性暴力に対する活動を行ってきたコンゴ民主共和国のデニ・ムクウェゲ医師と、ラク出身の人権活動家のナディア・ムラドさんの二人がノーベル平和賞を受賞されましたが、このことは、女性の人権について考えてみる機会にもなるのではないのでしょうか。

総合センターの相談事業

生活人権相談 毎週 月・火・水・木曜日 午前9時～午後5時

保健相談 (市保健センター協力事業)

毎月 第1水曜日 午後1時30分～3時 11月7日 12月5日

セクマイ相談・学習会 セクシュアルマイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たちなど)の人権相談・学習会です。

毎月 第4木曜日 午後1時30分～4時 11月22日 12月20日

どなたでも相談・参加可能

このセンターだよりは市役所内で印刷しています。